



# 島根県報

平成23年7月29日（金）

号外 第 150 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

島根県行政組織規則の一部を改正する規則 (人 事 課) 2

**【訓 令】**

島根県公文書管理規程の一部改正 (総 務 課) 2

**【人委規則】**

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 3

## 公布された条例等のあらまし

## ◇島根県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第63号）

## 1 規則の概要

(1) 本庁の組織改正を次のように行うこととした。

部	課等	改正の概要
総務部	消防防災課	「原子力安全対策室」を廃止
	原子力安全対策課	設置

(2) 平成23年8月1日における松江市及び八束郡東出雲町の合併による同町の同市への編入に伴い、位置、所管区域及び管轄区域に係る町等の名称を改正することとした。

## 2 施行期日

平成23年8月1日から施行することとした。

## 規 則

島根県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年7月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県規則第63号

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

島根県行政組織規則（平成18年島根県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項の表総務部の部消防防災課の項の次に次のように加える。

原子力安全対策課	
----------	--

第12条第5項の表消防防災課の項を削る。

第14条第1項の表総務部の部消防防災課の項中第13号を削り、同項の次に次のように加える。

原子力安全対策課

原子力の安全対策及び防災対策に関すること。

第22条第1項の表東部県民センターの項、第36条第1項の表松江保健所の項、第40条第1項の表中央児童相談所の項及び第46条第1項の表東部農林振興センターの項中「、八束郡」を削る。

第46条第4項の表東部農林振興センター松江家畜衛生部の項及び第52条第1項の表松江家畜保健衛生所の項中「八束郡東出雲町」を「松江市」に改め、「、八束郡」を削る。

第54条第1項の表松江水産事務所の項及び第64条第1項の表松江県土整備事務所の項中「、八束郡」を削る。

## 附 則

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

## 訓 令

## 島根県訓令第11号

本 庁  
地方機関

島根県公文書管理規程（平成23年島根県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

平成23年7月29日

別表第2の1の表総務部の部消防防災課の項の次に次のように加える。

原子力安全対策課	原
----------	---

**附 則**

この訓令は、平成23年8月1日から施行する。

## **人 事 委 員 会 規 則**

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年7月29日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

### **島根県人事委員会規則第12号**

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和63年島根県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「及び高病原性鳥インフルエンザ」を「、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ」に改める。

第17条第3項中「総務部消防防災課」を「総務部原子力安全対策課」に改める。

**附 則**

この規則中第12条第2項の改正規定は公布の日から、第17条第3項の改正規定は平成23年8月1日から施行する。